



【山形村第6次総合計画】  
第1回審議会 資料1

# 総合計画ってなに？

山形村役場企画振興課

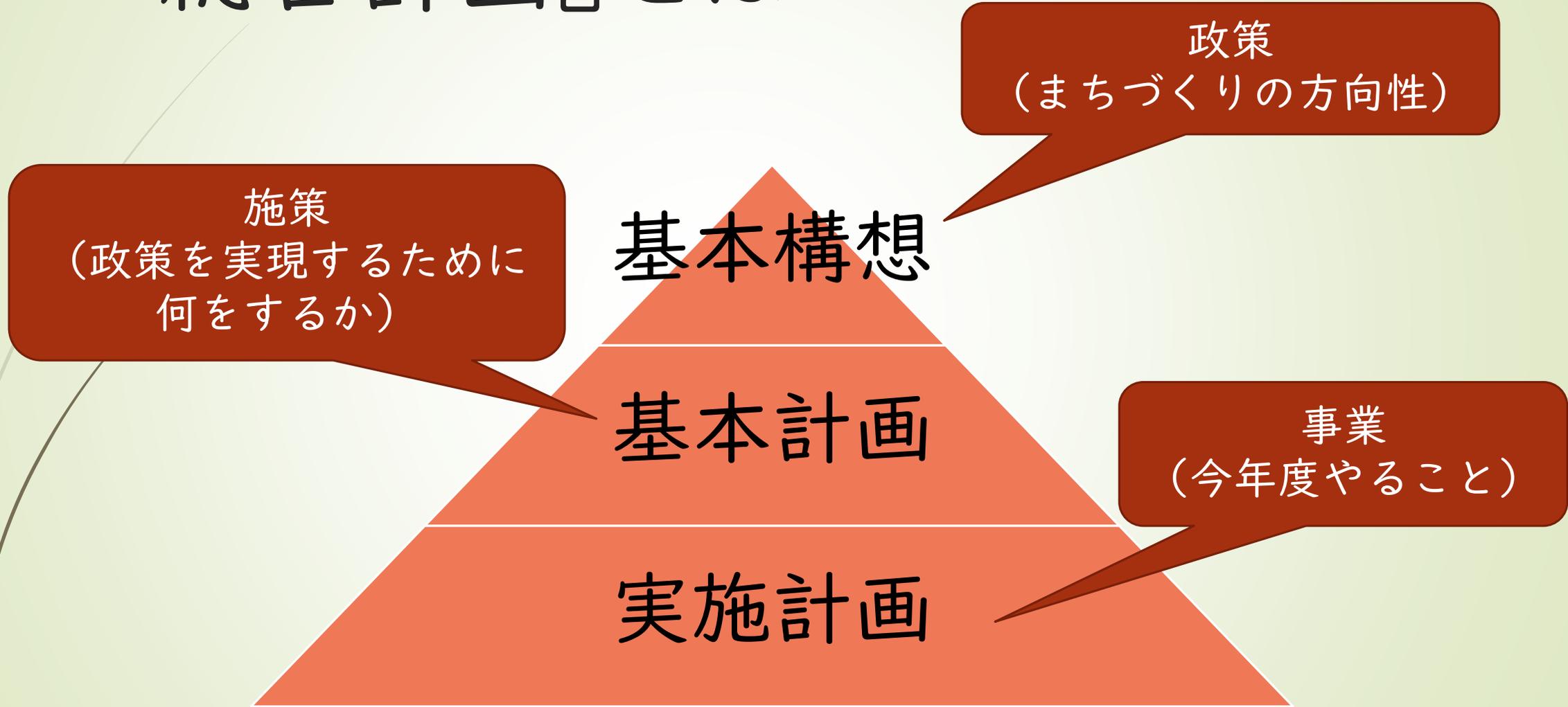
令和3年7月7日

# 『総合計画』とは

= 山形村の未来予想図

- ▶ 10年後の山形村はこうなっていてほしい
- ▶ それに向かって村はこんなことをしていきます
- ▶ 私たち(村民)ができることはなんだろう

# 『総合計画』とは



# いつからあるの？

- ▶ 村の最初の総合計画  
「第1次山形村総合計画」（昭和55年）
- ▶ 平成23年まで、地方自治法に規定  
「市町村は、…その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」



# いつからあるの？

- ▶ 地方分権改革の推進  
平成23年5月地方自治法の改正

⇒ 基本構想の策定義務はなくなった



# なぜ作るの？

村の行政運営の指針にするため

= 村民の求めているものと、  
行政の仕事にズレが生じない  
ようにするため。

# 現在の総合計画は？

## 第5次山形村総合計画

平成25年度～平成34年度（令和4年度）

### 基本構想

「めぐみの大地と人が響きあう  
笑顔あふれる山形村」



# どうやって作るの？

## ① 村民意向調査

- ・村民アンケート
- ・職員アンケートやヒアリング
- ・村民、職員ワークショップ
- ・関係団体ヒアリング 等

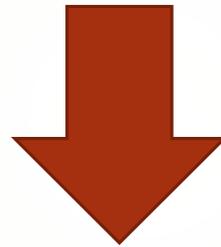
## ② トップインタビュー

## ③ 現行計画の評価



# どうやって作るの？

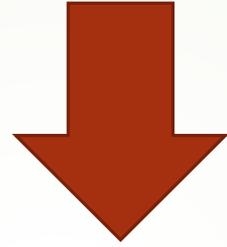
集めた情報をもとに…



- ◇ 基本構想（将来像）の策定
- ◇ 基本計画（具体的施策）の策定



# 審議会では何をするの？



村で考えた総合計画が、事前に集めた情報を反映したものになっているか、確認していただきます。

# 審議会では何をするの？

- ▶ 村が考えた将来像は村民の意向が反映されているか
- ▶ 村が考える施策は目指すべき将来像に向けて妥当なものになっているか
- ▶ 完成した計画書は、村民に分かり易いか



To be continued...